

○農林水産省告示第五百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三の二第一項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項第五号に基づき、平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する症状を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月十四日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これに加える。掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		改正前																	
<table border="1"> <tr> <td>家畜の種類</td> <td>牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし</td> </tr> <tr> <td>症</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>状</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考（対象とする家畜伝染病）</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	家畜の種類	牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし	症	(略)	状	(略)	備考（対象とする家畜伝染病）	(略)	<p>家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件</p> <p>一家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>家畜の種類</td> <td>牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし</td> </tr> <tr> <td>症</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>状</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考（対象とする家畜伝染病）</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	家畜の種類	牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし	症	(略)	状	(略)	備考（対象とする家畜伝染病）	(略)	<p>一家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件</p> <p>一家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。</p>
家畜の種類	牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし																		
症	(略)																		
状	(略)																		
備考（対象とする家畜伝染病）	(略)																		
家畜の種類	牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし																		
症	(略)																		
状	(略)																		
備考（対象とする家畜伝染病）	(略)																		

<p>牛 鹿</p>	<p>(略)</p> <p>治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。 イ 興奮しやすい ロ 音、光、接触等に対する過敏な反応 ハ 群内序列の変化 ニ 搾乳時の持続的な蹴り ホ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し ヘ 扉、柵等の障害物におけるためらい</p>	<p>伝達性海綿状脳症</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三 (略) 家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状は、次に定めるいずれかの症状とする。</p>		
<p>(1) 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。</p>		
<p>イ 興奮しやすい</p>		
<p>ロ 音、光、接触等に対する過敏な反応</p>		
<p>ハ 群内序列の変化</p>		
<p>ニ 搾乳時の持続的な蹴り</p>		
<p>ホ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し</p>		
<p>ヘ 扉、柵等の障害物におけるためらい</p>		
<p>(2) 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。</p>		
<p>二 (新設) (略)</p>		
<p>(略)</p>	<p>(新設) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設) (略)</p>